

許可番号 第04305001487号

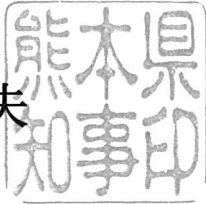
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市新川町二丁目8番20号
氏 名 井上化学工業株式会社
代表取締役 清水 貴之



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和5年（2023年）5月1日

許可の有効年月日 令和12年（2030年）4月30日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	○	○	—	○
汚泥	—	○		○	○
廃油	—	—		—	—
廃酸	—	—		—	○
廃アルカリ	—	—		—	○
廃プラスチック類	—	○		○	—
紙くず	—	○		—	—
木くず	—	○		—	—
繊維くず	—	○		—	—
動植物性残さ	—	○		—	—
ゴムくず	—	○		—	—
金属くず	—	○		○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○		○	—
銧さい	—	○		—	—
がれき類	—	○		—	—
ばいじん	—	○		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 昭和51年（1976年）2月23日付けで新規許可
- (2) 平成5年（1993年）1月14日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「廃油」を追加。）
- (3) 平成6年（1994年）6月13日付けで更新許可

- (4) 平成11年(1999年)5月1日付けで更新許可
- (5) 平成13年(2001年)6月13日付けの変更届出により住所変更(旧住所:大分県大分市大字畑中459番地の1)
- (6) 平成13年(2001年)12月13日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「燃え殻」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを含む)」及び「ばいじん」を追加。)
- (7) 平成14年(2002年)10月11日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:江上 精彦)
- (8) 平成16年(2004年)4月13日付けで更新許可
- (9) 平成19年(2007年)10月26日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「紙くず」「木くず」「繊維くず」「動植物性残さ」「ゴムくず」「鋳さい」及び「がれき類」を追加するとともに、自動車等破砕物を含める。)
- (10) 平成21年(2009年)4月30日付けで更新許可
- (11) 平成24年(2012年)2月15日付けで優良基準適合確認
- (12) 平成28年(2016年)3月22日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (13) 令和元年(2019年)7月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:井上 徹)
- (14) 令和5年(2023年)1月23日付けの変更届出により住所変更(旧住所:大分県大分市豊海五丁目4番6号)
- (15) 令和5年(2023年)5月1日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。